

保険証の切り替えは お済みですか



4月は、就職や退職などに伴う異動の多い月です。職場の健康保険に加入している人や、生活保護を受けている人などを除いて、庄原市に住んでいる人は全て、庄原市の国民健康保険に加入しなければなりません。

表のような異動があった場合は、市役所への届出が必要です。手続きは、忘れず早めに済ませてください。

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	他市町村から転入したとき	● 転出証明書 ※既にある世帯に転入される方で、その世帯に国保加入者がおられる場合はその保険証
	社会保険など職場の健康保険の加入者でなくなったとき	● 職場の健康保険の資格喪失証明書 ● 厚生年金(共済年金)などを受給している場合は、年金証書 ● 既に世帯で国保加入者がいる場合は、その保険証
国保をやめるとき	他の市町村へ転出するとき	● 国民健康保険証
	社会保険など職場の健康保険に加入者したとき	● 国民健康保険証 ● 新たに加入した社会保険などの保険証の原本(コピーは不可)
その他	住所・名前・世帯主が変わったとき。世帯を一緒にしたり分けるとき	● 国民健康保険証
	国民健康保険証をなくしたとき	● 本人確認できるもの(運転免許証など)
	住所を庄原市においたまま、短期就労などで住所地を離れ、もう一枚保険証が必要なとき	● 国民健康保険証
	修学のため、庄原市を離れ(住民票を移す)、もう一枚保険証が必要なとき	● 国民健康保険証 ● 在学証明書

■ 問い合わせ
保健医療課 国保年金係
☎ 0824-73-1158
西城支所市民課
☎ 0824-82-2124
東城支所市民課
☎ 08477-2-5126
口和支所市民課
☎ 0824-87-2112
高野支所市民課
☎ 0824-86-2115
比和支所市民生活課
☎ 0824-85-3001
総領支所市民生活課
☎ 0824-88-3063

※全ての手続きには印鑑が必要ですので持参してください。
※社会保険等加入後に国民健康保険証で受診された場合には、医療費のうち市が負担した部分を全額返納していただくこととなります。